

資料 1

まちづくり・住宅再建の現状について

1 まちづくり (面的整備) 事業について

- ◆ 各市町村において、住民の意向を踏まえながら、事業計画の策定、造成工事等を推進中。
- ◆ 各事業の最新スケジュールを「社会資本の復旧・復興ロードマップ」により8月8日に公表。
- ◆ 進捗状況 (平成25年7月末現在)

住宅用地供給予定 8,446 区画のうち、2,287 区画 (27.1%) が着工。12 区画 (－%) が完成。

(下段カッコ内数は、平成25年3月末現在)

事業名	実施市町村 地区数	都市計画決定	事業認可 (防集：大臣同意)	着工地区	完成地区
土地区画整理事業	7市町村 18地区	17 (15)	14 (11)	5 (1)	0 (0)
津波復興拠点整備 事業	6市町 10地区	7 (3)	4 (3)	1 (1)	0 (0)
防災集団移転促進 事業	7市町村 54地区		54 (54)	16 (6)	0 (0)
漁業集落防災機能 強化事業	11市町村 40地区			13 (7)	2 (1)
計	12市町村 122地区			35 (15)	2 (1)

※ 地区数：これまでに復興交付金交付可能額通知を受けて事業を進めている地区数をいう。

※ 供給予定区画数は、8,446 区画。H25.4.25ロードマップ公表時の 9,722 区画から、市町村が実施した住民意向調査の結果を踏まえた変更により、1,276 区画の減。

2 災害公営住宅整備事業について

- ◆ 県及び11市町村において、「災害公営住宅の整備に関する方針」に基づき、設計、工事等を推進中。
- ◆ 各団地の最新スケジュールを「社会資本の復旧・復興ロードマップ」により8月8日に公表。
- ◆ 進捗状況 (平成25年7月末現在)

災害公営住宅 6,086 戸のうち、909 戸 (14.9%) が工事着手。133 戸 (2.2%) が完成。

区分 段階	県整備 2,905 戸			市町村整備 3,181 戸			合計 6,086 戸			進捗率増減 H25.3末比較
	団地数	戸数 (進捗率)		団地数	戸数 (進捗率)		団地数	戸数 (進捗率)		
地権者内諾済	35	2,184	75.2%	62	1,670	52.5%	97	3,854	63.3%	+2.2%
用地測量発注済	33	2,100	72.3%	51	1,356	42.6%	84	3,456	56.8%	+5.5%
用地取得済設計中	25	1,599	55.0%	48	1,249	39.3%	73	2,848	46.8%	+11.7%
工 事 中	10	558	19.2%	16	351	11.0%	26	909	14.9%	+8.7%
工 事 完 成	1	8	0.3%	4	125	3.9%	5	133	2.2%	+0.2%

※ H25.4.25ロードマップ公表時の県整備 2,823 戸、市町村整備 3,149 戸、合計 5,972 戸から、市町村が実施した住民意向調査の結果を踏まえた変更により、県整備 82 戸、市町村整備 32 戸、合計 114 戸の増。

3 住宅再建に係る支援制度について

◆ 被災者の住宅再建を促進するために、以下の制度により支援を実施

○ 被災者生活再建支援制度

＜事業主体：国＞

【補助額】住宅新築・購入：最大200万円、補修：最大100万円

[被災者生活再建支援金の加算支援金の申請率 29.1% (平成25年7月31日現在)]

	基礎支援金①	加算支援金②	加算支援金申請率②/①
H25. 7. 31現在	23,083 件	6,721 件	29.1%
(H25. 3. 31 現在)	23,037 件	6,085 件	26.4%

※ 基礎支援金申請見込み数 23,100 件。住宅が全壊、大規模半壊、やむを得ず解体した世帯が対象。

[加算支援金の内訳]

	建設・購入	補修	賃貸	計
H25. 7. 31 現在	3,238 件 (48.2%)	2,877 件 (42.8%)	606 件 (9.0%)	6,721 件 (100.0%)
(H25. 3. 31 現在)	2,686 件 (44.1%)	2,825 件 (46.4%)	574 件 (9.4%)	6,085 件 (100.0%)

※ 加算支援金は、住宅の再建を開始した者に支給されるが、災害公営住宅入居者は対象外。

○ 被災者住宅再建支援制度

＜事業主体：県＞

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入した場合における補助

【補助額】複数世帯：最大100万円、単身世帯：最大75万円 (負担割合：県2/3 市町村1/3)

[実施状況]

	実績値(累計)	進捗率
H25. 7. 31現在	2,143世帯	55.9%
(H25. 3. 31現在)	1,703世帯	44.4%

※事業実施期間は、H24～H28

※想定供給戸数は、9,518 世帯

※進捗率は、復興実施計画第1期 (H23～H25) に掲げる目標値 3,836 世帯に対する割合

○ その他の支援制度

・ 生活再建住宅支援事業（新築、補修・改修）

＜事業主体：県＞

→ 住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助（バリアフリー対応経費、県産木材使用経費）

→ 被災した住宅を補修・改修する場合に補助（補修、耐震化、バリアフリー化、県産木材使用）

・ 生活再建住宅支援事業（利子補給）

＜事業主体：県＞

→ 住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入するために金融機関から融資を受けた場合の補助

→ 住宅に被害を受けた方が、住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合の補助

・ 災害復興住宅融資

＜事業主体：住宅金融支援機構＞

→ 新たに住宅を建設・購入する場合及び震災により壊れた住宅を補修する場合における住宅金融支援機構からの低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）

・ 市町村による独自支援制度

【参考資料 1】

→ 沿岸10市町村において住宅再建制度を創設・拡充（H25年度に新規創設、一部拡充したものを含む）

◆ 被災者における住まいの再建の状況（試算）

住宅の再建を開始した者に支給される被災者生活再建支援金（加算支援金）の7月末現在での申請件数 6,721 件に、災害公営住宅への入居済戸数 84 戸を加えたものを住まいの再建が開始されたとみなすと、基礎支援金申請見込み数 23,100 件（全県）に対し、6,805 世帯となり、29.5%が再建を開始。

住まいの再建
が必要と考えら
れる世帯数
(全県)

約22,000 戸
～24,000 戸

【住宅の種類別内訳】

- ・災害公営住宅 約6,100戸
- ・持ち家の新規取得 (中古住宅購入を含む) 約10,000～11,000戸
- ・持ち家の補修 約3,000～3,500戸
- ・災害公営住宅以外の賃貸住宅 約3,000～3,500戸

※ 9/2開催の岩手県東日本大震災津波復興本部員会議資料「住宅復興の想定戸数等の算定」から住宅復興の想定戸数を参考引用

【参考】
◆被災者の状況 (平成25年7月末現在)

- ・応急仮設住宅 (民間賃貸住宅等の借り上げを含む) 15,610 戸
- ・県内在宅 6,204 戸
- ・災害公営 84 戸

合計 21,898 戸

事業種別による分類

災害公営住宅へ
入居する者

建設予定戸数
H25.3末 → H25.7末
5,972戸 → 6,086戸 (+114戸)

行政が整備する宅地に
住宅を建設する者

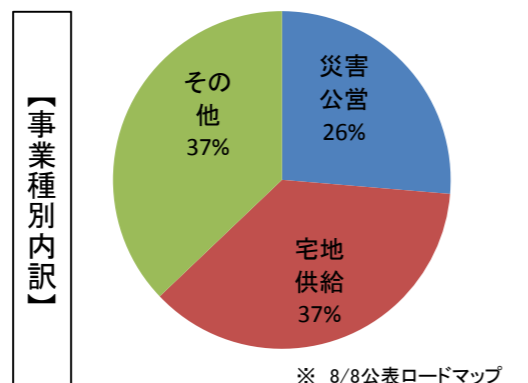
- 土地区画整理事業
- 防災集団移転促進事業
- 漁業集落防災機能強化事業

供給予定区画数
H25.3末 → H25.7末
9,722区画 → 8,446区画 (▲1,276区画)

その他再建する者

- 自分で土地を確保して、住宅を建設する者 (中古住宅購入を含む)
- 壊れた自宅を修理して居住する者
- 民間の借家等に居住する者
- 親族等と同居することとした者

その他再建者数 <<試算>>
H25.7末
想定戸数 - 6,086 - 8,446 = 約 8,470 戸



行政による
補助・支援等

災害公営住宅家賃低廉化事業

市町村…各種支援(移転費用、住宅再建、宅地造成、利子補給、その他) 【参考資料1】

国…被災者生活支援制度(加算支援金)

県…被災者住宅再建支援制度

県…生活再建住宅支援事業

がけ地近接等危険住宅移転事業 【参考資料2】

災害復興型優良賃貸住宅供給促進事業 【参考資料3】

課題と対応

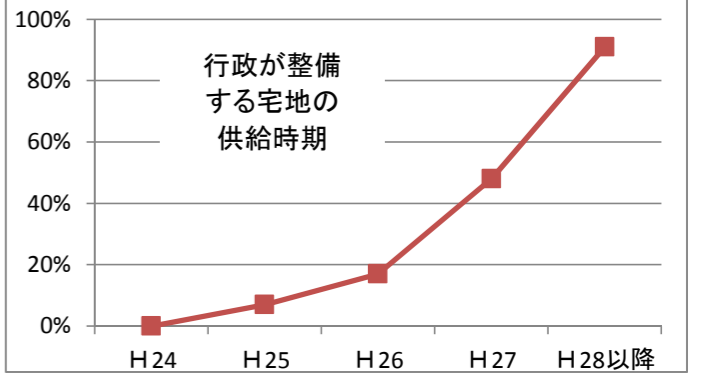
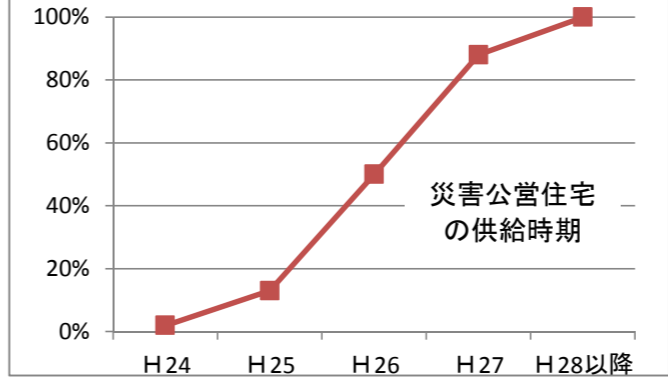
事業推進のための課題と対応

工程見直し等に係る対応

1. 用地確保の難航・長期化
 - ・ 事業用地の不足
 - 災害公営住宅の敷地提案型買取方式の採用 (宮古市内で3地区90戸契約済。現在、宮古地区で、追加募集を実施中。)
 - ・ 土地利用計画や面整備との整合
 - 復興整備計画活用のための市町村支援
2. 事業の円滑な実施とスピードアップ
 - ・ 工事の集中と事業者、資機材の不足 (契約工期の延長、入札不調の発生)
 - 復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議による情報共有等
 - 住宅生産者団体との意見交換会の開催
 - 入札参加事業者の要件緩和を検討
 - ・ 災害公営住宅の事業費の増加
 - 災害公営住宅の標準建設費見直しの要望
 - ・ 専門職員の不足
 - URや土地開発公社による支援、委託の拡大
3. 被災者への情報提供
 - ・ 住宅再建に向けた被災者向けの情報、判断材料が不足
 - 住宅再建相談会及び住まいの展示相談会の開催 【参考資料4】

- ① 災害公営住宅等の供給数の調整
 - 最新の住民意向調査に基づく柔軟な計画の見直しの実施
- ② 海岸保全施設の整備時期との整合
 - 災害公営住宅は、浸水区域外での整備又は避難経路の確保等を図った上で整備
 - まちづくり(宅地供給)にあつては、防潮堤の段階的工事との調整等により一定の安全を確保
- ③ 更なる工程の短縮
 - 災害公営住宅：設計施工一括選定方式の採用 (宮古市、大船渡市、陸前高田市の3団地で、計120戸を契約済。)
 - 面整備事業：先行整備地区の設定や起工承諾による早期着工等の各種方策の情報共有
- ④ 公営住宅への入居者資格要件の緩和等
 - H25.8.27 岩手県公営住宅復興特に係る復興推進計画が区認定 【参考資料5】
- ⑤ 応急仮設住宅の使用期間の延長
 - 介護、福祉、こころのケアなどソフト面におけるきめ細かなサポートの実施
 - 基礎(木杭)の点検、補修等の適切な維持管理の実施

災害公営住宅及び宅地の供給予定時期



※ 合計が100%にならないのは、完了時期が調整中の区域が存在することによる。

市町村における住宅再建支援制度の拡充策一覧（平成 25 年 7 月末現在）

	住宅再建（上乗せ）	宅地復旧・造成	利子補給	移転費用	その他	備考
洋野町	検討中	検討中	検討中	検討中		
久慈市 施行済	被災者住宅再建支援事業補助金 ・新築・購入 上限 200 万円 ・補修（全壊・大規模半壊） 上限 100 万円 ・補修（半壊） 上限 50 万円 ※複数世帯・単数世帯とも同額	土地嵩上げ・擁壁工事費助成 上限 100 万円	利子補給 ・新築・購入 借入上限 1,460 万円 利率 2.0%、10 年間分 ・補修 借入上限 640 万円 利率 1.0%、10 年間分	移転経費助成 1 回あたり上限 10 万円（2 回まで）	土地購入経費助成 上限 100 万円 民間賃貸住宅の家賃助成 家賃の 5 割以内で上限 3 万円、5 年間分 災害公営住宅の家賃助成 家賃の 5 割以内で上限 2 万円、5 年間分	利子補給以外は新規制度 ・左記以外に現行制度の支援制度あり
野田村 施行済	被災者住宅再建事業費補助金 複数世帯 200 万円 （100 万円上乗せ） 単身世帯 150 万円 （75 万円上乗せ） ※平成 25 年 5 月 1 日施行		生活再建住宅支援事業（利子相当額補助） 上限 708 万円 ※平成 25 年 5 月 23 日施行	生活再建住宅支援事業（移転費用補助） 上限 20 万円 ※平成 25 年 5 月 23 日施行	生活再建住宅支援事業（景観再生補助） 上限 5 万円（商品券による支給） ※平成 25 年 6 月 25 日施行 生活再建住宅支援事業（バリアフリー申請経費補助） 上限 4.4 万円 ※平成 25 年 5 月 23 日施行 生活再建住宅支援事業（県産材使用工事補助） 上限 40 万円 ※平成 24 年 10 月 9 日施行 生活再建住宅支援事業（地域産材使用工事補助） 上限 20 万円 ※平成 25 年 5 月 23 日施行 生活再建住宅支援事業（給排水設備工事補助） 上限 37.5 万円 ※平成 24 年 10 月 9 日施行	
田野畑村 施行済	住宅再建支援独自加算補助 複数世帯 100 万円 単身世帯 75 万円 ・村内に住宅を建設又は購入		新規住宅債務利子相当額補助 上限 300 万円	移転費用等補助 複数世帯 20 万円 単身世帯 15 万円 ・村内に居住する世帯	被災住宅修築支援補助 大規模半壊 20 万円 半壊 5 万円 ・被災住宅の修繕等 浄化槽設置費等独自加算補助 5 人槽 29.8 万円以内 7 人槽以上 45.9 万円以内 汚水公共ます等を村直営工事で整備 災害公営住宅の家賃の減額 上限 1 万円（入居から 3 年間、家賃の 3 割を減額）	
岩泉町 施行済	被災者住宅復興支援事業補助金 複数世帯 200 万円 （100 万円上乗せ） 単身世帯 150 万円 （75 万円上乗せ） ※平成 25 年 6 月 28 日施行	なし	検討中	引越費用等給付 一律 25 万円 ※平成 25 年 5 月 14 日施行	町産材利用拡大事業補助金 20～40 万円 ※平成 24 年 6 月 1 日施行 浄化槽設置事業補助金（県・町） 5 人槽 嵩上げ補助 26.4 万円 7 人槽 33.1 万円 10 人槽 44.1 万円 ※平成 24 年 6 月 1 日施行	
宮古市 施行済	被災者すまいの再建促進事業補助金（市単独嵩上げ） 複数世帯 200 万円 単身世帯 150 万円	浸水宅地復旧支援事業（市単独嵩上げ） 最大 50 万円	宮古市定住促進住宅建築利子補給事業補助金 上限 250 万円		地域木材利用住宅推進事業補助金 100 万円	

	住宅再建（上乘せ）	宅地復旧・造成	利子補給	移転費用	その他	備考
山田町 施行済	山田町被災者住宅再建支援事業 （町独自補助金） 複数世帯 100万円 単数世帯 75万円		山田町災害復興住宅投資利子補給 上限 300万円 ・算定した利子相当額を一括補助 ※詳細については現在調整中。	山田町被災者再建住宅移転事業補助金 上限 10万円 ・応急仮設住宅等から町内の住宅再建場所へ移転する世帯 ・防集等を除く	山田町住宅自力再建者支援事業補助金（災害公営住宅への入居や、防集等の町の復興事業の対象とならず現地再建又は町内の安全な場所に自力再建） 100万円 ・土地購入・住宅新築、又は土地を含む戸建住宅（新築）を購入して単独移転 50万円 ・自己所有の土地に住宅を新築、土地を含む戸建住宅（中古）の購入などにより単独移転 ・現地再建区域の従前地に住宅新築	
大槌町 施工済	被災者新築住宅支援事業補助金（変更） 原則一棟補助 一律 200万円 （今回 50万円増額） 中古住宅購入支援事業補助金（新規） 原則一棟補助 一律 50万円 ※ただし、350万円以上の中古住宅購入が条件	—	被災者住宅再建事業利子補助金（変更） （建物分）区画整理及び漁集対象地区：上限額 444万円 （建物分）その他の地区：上限額 300万円 （土地購入分）上限額：206万円 （土地造成分）上限額：58万円 ※利率上限なし ※期間制限なし	被災者引越補助金（継続） 上限額：10万円	住宅移転等水道工事費補助金（継続） 上限額：200万円 定住促進事業住宅取得補助金（新規） 原則一棟補助 一律 100万円 ※被災者は除く	
釜石市 施行済	住宅再建補助 複数世帯 200万円 （100万円上乘せ） 単数世帯 150万円 （75万円上乘せ）	嵩上げ補助 上限 50万円 ・盛り土や基礎高工事費の 1/2	利子補給補助（建物分） 上限 250万円 ・防集、がけ近除く ・遡及あり、一括交付	引越代補助 一律 5万円	釜石産木材活用住宅推進事業補助金 ・釜石市産材の使用量に対して定額補助 10～20 m ³ 未満 50万円 20～30 m ³ 未満 75万円 30 m ³ 以上 100万円	
大船渡市 施行済	被災者住宅再建支援事業補助金 複数世帯 200万円 （100万円上乘せ） 単数世帯 150万円 （75万円上乘せ）	住宅移転等敷地造成費補助金（現行）上限 30万円 ※H25 まで ⇒拡充策として終期を H28 まで 3年間延長	被災住宅債務利子補給補助金（建物分）上限 444万円(2.0%) （土地分）上限 206万円(2.0%) （造成分）上限 58万円(2.0%) ※ 新築、遡及あり、一括交付	住宅再建移転補助金 一律 5万円 ・防集、がけ近除く	住宅移転等水道工事費補助金（現行）上限 200万円※H25 まで ⇒拡充策として終期をH28 まで 3年間延長 被災宅地復旧補助金 （現行）上限 200万円※H25 まで ⇒拡充策として終期をH28 まで 3年間延長 ※現行 H25 までの県事業であり、県に対して現行制度の期間延長を要望中	
陸前高田市 施行済	住宅再建支援事業費補助（拡充） 定額 複数世帯 200万円（←100万円） 単数世帯 150万円（←75万円） ※平成 25 年 8 月 1 日 改正施行予定 被災関連定住支援事業（新規） 限度額 100万円 ・発災時に市外に居住 ・市内に所有する住宅が滅失 ・市内に個人住宅を新築、又は新築住宅及び中古住宅を購入 ※平成 25 年 7 月 1 日 施行	住宅再建敷地造成費補助（既存） 上限 50万円 ・防集、がけ近を除く ※平成 24 年 11 月 28 日施行	住宅再建利子補給補助（新規） 上限 250万円 ・防集、がけ近を除く ・既存の新築に係る利子補給補助（1,460万円、2.0%限度、5年間）は廃止 ※平成 25 年 8 月 1 日施行予定	住宅移転支援事業補助（新規） 定額 10万円 ・住居の移転に伴う家財道具等の運搬等に要する経費に相当する額 ※平成 25 年 8 月 1 日 施行予定	道路工事支援制度（既存） 上限 300万円 ・幹線道路（既存家屋までの道路）～新築家屋までの道路工事 ・民間開発により整備された道路工事 ※平成 24 年 12 月 1 日施行 水道工事費補助（既存） 上限 200万円 ・配水管～第一止水栓 ・防集、区画整理を除く ※平成 24 年 2 月 27 日施行	

住宅・建築物安全ストック形成事業 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅からの移転を行う者に対し、補助を行う事業です。

1. 概要

■ **事業主体**

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情のある場合は、都道府県）

■ **基本国庫補助率**

1 / 2

■ **国の補助等**（東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税による措置）

補助対象経費に対して補助率（1 / 2）分の復興交付金が交付され、更に、地方負担分について以下の措置が講じられるので、地方負担は発生しない。

- ① 地方負担分の1 / 2について追加的に復興交付金を交付
- ② 残りの1 / 2について震災復興特別交付税を交付

事業費

1 / 2	1 / 4	1 / 4
復興交付金		震災復興特別交付税

■ **補助対象事業内容**

(1) 除却等費

- 危険住宅の除去等に要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等
- 限度額：780千円／戸（実費補助）

(2) 建設助成費

- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
- 借入利率：年8.5%を限度
- 限度額：7,080千円／戸
（建物4,440千円／戸、土地2,060千円／戸、敷地造成：盛土、切土、法面の補強 580千円／戸）

■ **補助要件**

災害危険区域等にある危険住宅の居住者であること

2. 東日本大震災における特例

補助限度額の引き上げ

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域については、建設等補助の限度額を引き上げ

建設等補助の限度額の引き上げ
(406万円 → 708万円)

建物	310万円	→	444万円
土地	96万円	→	206万円
敷地造成		→	58万円

3. H25. 7. 31 の進捗状況

着工戸数：宮古市 18戸、大槌町 15戸、陸前高田市 24戸 **計 57戸**

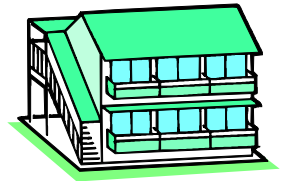
想定戸数 1,482戸

（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の4市2町1村）

平成 25 年度地域優良賃貸住宅供給促進事業について

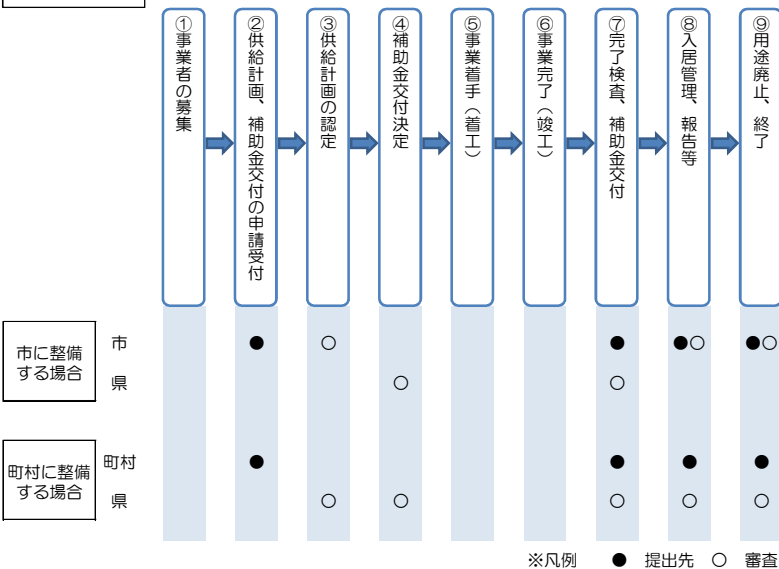
目的と制度概要

東日本大震災津波による被災者の方などの居住の安定を図るため、民間事業者が計画の認定を受けて地域優良賃貸住宅（地優良）を建設する場合に、補助を行います。
（※この表の他にも必要な基準があります。）



	災害復興型地域優良賃貸住宅	通常型地域優良賃貸住宅
募集戸数	80 戸（予算額 1.6 億円）	40 戸（予算額 0.67 億円）
募集期間	今年度まで	H28 年度まで
整備場所	野田村、田野畑村～陸前高田市の沿岸市町村、一関市（※他市町村で整備を希望する場合は25年4月中旬にご確認ください）	岩手県内
整備手法	建設、改良、買取後改良	
補助率		
対象費用	建設の場合：主体付帯工事費＋共同施設費（1 戸当たり 1,000 万円まで） 改良の場合：共同施設費＋加齢対応費 買取後改良の場合：買取分＝建設分と、改良分の合計	
サービス	サービス付き高齢者向け住宅とする場合は高齢者住まい法の登録を受けること	
戸数面積	5 戸（建設以外の場合 1 戸）以上、25 m ² /戸以上	
構造	耐火又は準耐火構造、共同建て又は長屋建て	
バリアフリー	高齢者住まい法に規定する基準（高齢者等配慮対策等級 3）	
省エネ	次世代省エネ基準（省エネ等級 4）	
入居者	被災者（全壊及び解体余儀なくされた半壊）	子育て、高齢者、障がい者等の世帯、復興関係従事者等（所得 487 千円/月以下）
管理期間	10 年以上	

事業の流れ



事業者は事前相談の上、供給計画と補助金交付を計画地の市町村に申請してください。計画の認定（市又は県）と、補助金の交付決定（県）を受けてから着工してください。

完成後は、所定の要件を満たす管理者により適切に管理していく必要があります。

申請書様式や整備基準等は、県ホームページに掲載しています。

地優良で 検索

【お問合せ先】

県土整備部建築住宅課住宅計画担当
 電話 019-629-5933・5934

地域優良賃貸住宅供給促進事業の実績及び見込

平成 25 年 7 月現在

状況	建設場所	戸数		サービス付き 高齢者向け住宅	完成時期	
		災害復興型	通常型			
交付決定済	一関市花泉町	60 戸	20 戸	40 戸	全戸	平成 26 年 2 月
	一関市千厩町	28 戸	28 戸	—	全戸	平成 25 年 10 月
	釜石市甲子町	6 戸	6 戸	—	—	平成 25 年 11 月
	計	94 戸				

制度周知の例

いわてグラフ（県広報誌）6月号の他、5月19日付け岩手日報広告、5月4日発行公式 Facebook 等により周知を行っている。

岩手県からのお知らせ

6月は鍵かけ実践推進月間です

県内では、住宅や車、自転車に鍵をかけないで盗難の被害に遭う割合が全国平均に比べて非常に高くなっています。

ごみ出しなど短時間の外出や少しの間、車を離れるときでも鍵をかけましょう。自転車やバイクは2つの鍵をかける二重ロックにするとより安心です。

鍵かけは、今すぐみんなができる防災対策です。家族や地域で声を掛け合い、鍵かけを習慣づけましょう。

県庁市民くらしの安全課
☎019-629-5331

クマによる人身被害にご注意ください

山菜採りや山登りに近い農地での作業中などにツキノワグマに襲われるケースが多発しています。

以下の点に注意してクマに遭わないよう気を付けてください。

- 音・ラジオなどで音を出しながら行動する。
- 穴やいなどでは音が消されるので特に注意する。
- 早朝・夕方の入山は避け、無効で

行動する。

- 熊は決して近づかず絶対に持ち帰る。
- 地域のクマ情報に注意する。

県庁自然保護課 ☎019-629-5371
または最寄りの広域振興局保健福祉課環境部

住宅建設補助制度のお知らせ

- 住みたい岩手のづくり型事業
住宅ローンの利子額の一部を助成します。
- 主な条件／新築住宅を購入し、一定額以上の県産材を使用し、融資を受けて行う木造在来工法住宅の新築・増設を行う場合
- 助成額／融資額の1%（新築で県産材30㎡以上使用の場合、最大40万円）
- 地域優良賃貸住宅供給促進事業
民間事業者が、計画の認定を受けて賃貸する場合に補助します。
- 主な条件／新築の場合5戸以上、古戸25㎡以上で、一定の耐火・バリアフリー・省エネ基準を満たし、被災者や子育て、高齢者などの世帯が入居する賃貸住宅を建設する場合
- 助成額／災害復興型を建設の場合、建設費の1/5の対価上限は1戸あたり1,000万円
- 震災により被災された方向けの補助制度については、お住まいの市町村へお尋ねください。

県庁建設住宅課
☎019-629-5934

【第3回いい作品を募

県では、創意発想を刺激してマンガが大好きな子どもたちから、今日、少年マンガ大賞のキャラクターを募集しています。

募集方法、ページから

【第3回いい作品を募

県庁政策課
☎019-629-5331

被災者の専門家村

震災により被災された方々に毎月専門家を派遣しています。

- 開催日時：10:00～
- 場所／モリ
- 専門家名【行政書士】
- ・松岡やまもと
- ・増田あゆみ
- 【ファイナン

自立再建に係る相談支援体制について～住宅再建相談会

1 目的

住宅の自立再建に対する支援等について周知を図り、被災者の住宅（自宅）再建を促すため住宅再建相談会を開催している。

2 相談会の内容

(1) 説明会（30分程度）

公的支援制度、住宅融資等について説明。

〔説明者〕岩手県、(独)住宅金融支援機構 等

(2) 相談会（説明会終了後2時間程度）

公的支援制度、住宅融資、住宅再建関係について、個別に相談対応。

〔相談対応者〕岩手県（建築住宅課、沿岸広域振興局）、開催地市町村、(独)住宅金融支援機構、岩手県地域型復興住宅推進協議会（地元工務店等）、(一財)岩手県建築住宅センター 等

※原則として、午前・午後にそれぞれ(1)説明会及び(2)相談会を開催、平日は個別相談のみ

3 開催実績等

(1) 平成24年度

開催数 18回、参加者数 713人、相談者数 369組

(2) 平成25年度

回	市町村（会場）	開催日	参加者数	相談者数	備考
1	宮古市①（市役所）	H25.4.20（土）	11人	7組	午前のみ実施
2	釜石市①（県合同庁舎）	H25.5.12（日）	44人	24組	
3	釜石市②（県合同庁舎）	H25.5.13（月）	19人	14組	相談会のみ実施
4	宮古市②（市役所）	H25.5.18（土）	37人	25組	
5	大船渡市①（県合同庁舎）	H25.5.26（日）	30人	15組	
6	大船渡市②（県合同庁舎）	H25.5.27（月）	15人	11組	相談会のみ実施
7	山田町①（保健センター）	H25.6.1（土）	62人	31組	
8	大槌町①（町役場）	H25.6.2（日）	33人	25組	
9	宮古市③（県合同庁舎）	H25.6.23（日）	44人	21組	午前のみ実施
10	釜石市③（県合同庁舎）	H25.7.5（金）	6人	6組	
11	釜石市④（県合同庁舎）	H25.7.6（土）	24人	14組	
12	宮古市④（市役所）	H25.7.19（金）	4人	4組	
13	宮古市⑤（県合同庁舎）	H25.7.20（土）	16人	15組	午前のみ実施
		計	345人	212組	

〔アンケート結果〕

- ・説明会は役に立った（5点満点） 4点以上 71.9%
- ・相談会は役に立った（5点満点） 4点以上 68.0%
- ・普段の情報提供についての満足度（5点満点） 2点以下 22.3%
（5点 19.4%、4点 17.5%、3点 33.0%、2点 13.6%、1点 8.7%）

〔被災者の意見等〕

- ・相談会に参加し、住宅再建への希望が持てた。
- ・支援制度を受けられる期限が定まっており、復興が進まないと再建できない不安がある。
- ・本当に欲しい情報がどこへ行っても、何を読んでも得られない。
- ・ローンの金額を示してもらい、少し希望がもてた。
- ・補助金の増額を要望する。 等

4 当面の予定

〔相談会〕

- ・陸前高田市（8/9・10）以後、下半期も開催予定。

〔情報提供のための住宅展示会〕

民間事業者・関係団体等の協力を得ながら、住宅再建を促進するための展示相談会を釜石市（8/31・9/1）と宮古市（9/14・15）で開催予定。

岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画の認定について

東日本大震災復興特別区域法に基づき、岩手県が認定申請を行っていた「**岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画**」が、**8月27日付けで認定**された。

1 計画の概要

- (1) 名称
岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画
- (2) 計画作成主体
岩手県（県による単独申請）
- (3) 計画実施主体
岩手県、宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町

2 計画の目標

東日本大震災により住宅を失った者等が、一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な公営住宅を供給し、生活再建を促進する。

3 特例措置の内容

(1) 公営住宅への入居者資格要件の緩和

被災者等(注)が公営住宅へ入居しようとする場合、復興推進計画に記載された災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（発災の日から最長10年間）**入居者資格要件を緩和（住宅困窮要件を満たせば、同居親族要件及び収入要件を満たすものとみなす。）**する。

[注]被災者等…東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者／都市計画事業等の実施に伴い移転が必要になった者

(2) 公営住宅の譲渡処分要件の緩和

公営住宅を当該入居者等(注1)へ譲渡する場合は、

- 譲渡制限期間：現行の“耐用年限の1/4”を“**耐用年限の1/6(注2)**”に短縮できる。
- 譲渡対価：現行の“公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない”を“**地域住宅計画に基づく事業(注3)に充てることも可能**”とする。

[注1]入居者等…入居者、入居者の組織する団体または営利を目的としない法人

[注2]木造5年、準耐火7.5年、耐火11.7年

[注3]市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業 等

4 特例措置の対象

(1) 公営住宅への入居者資格要件の緩和

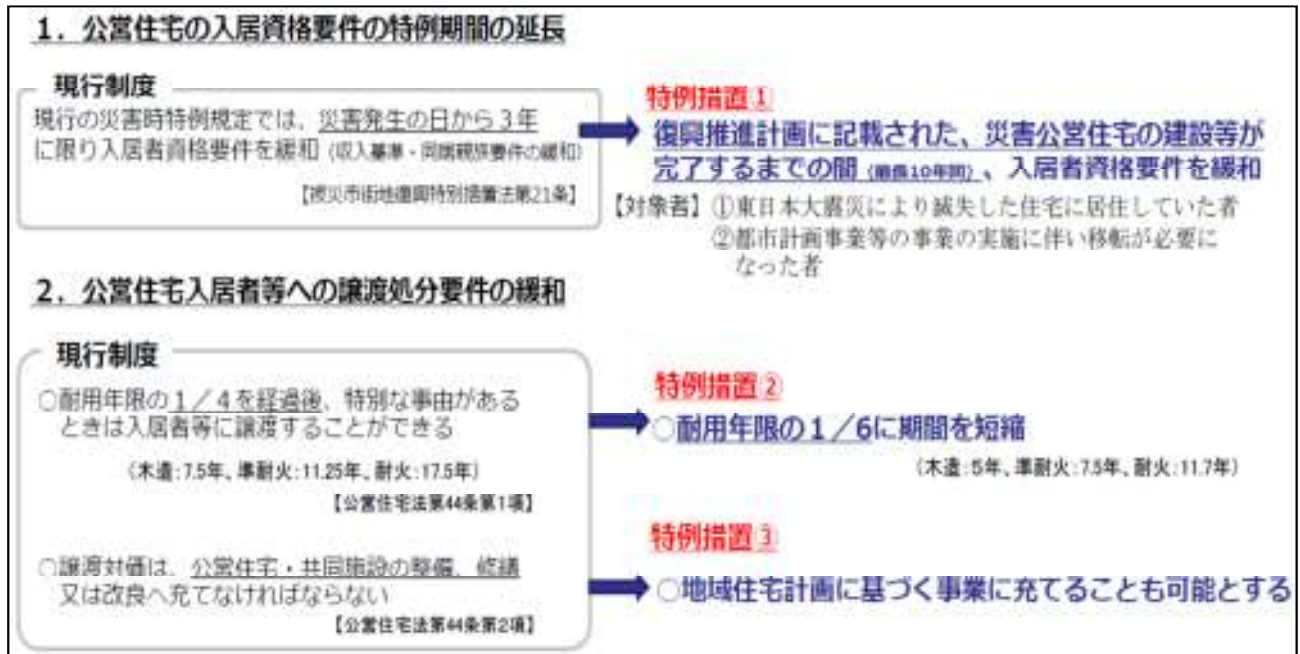
県内の災害公営住宅を主たる対象としたうえで、その補完として、現在適用されている特措法(注)と同様に、**実施主体が賃貸する既存の公営住宅についても緩和の対象**とする。

[注]現行の災害時特例規定では、災害発生の日から**3年**に限り、入居者資格要件を緩和
[被災市街地復興特別措置法第21条]

(2) 公営住宅の譲渡処分要件の緩和

県及び市町村が建設（買い取りを含む）する**全ての災害公営住宅を対象**とする。

参考1 復興特区法における公営住宅法の特例措置の概要



参考2 公営住宅復興特区認定状況

- 入居者資格要件の緩和
 千葉県旭市 (H25. 2. 22認定)
 福島県及び30市町村 (H25. 7. 5認定) ※ 今回の本県が3例目
- 譲渡処分要件の緩和
 福島県及び30市町村 (H25. 7. 5認定) ※ 今回の本県が2例目

平成 25 年度（4～8 月）に完成した災害公営住宅



岩泉町 森の越団地
木造平屋 及び 木造 2 階
長屋建て 計 15 戸
5 月竣工

洋野町 八木北団地
木造平屋 戸建て 4 戸
8 月竣工



田野畑村 島越団地
木造平屋 戸建て 10 戸
8 月竣工

大槌町 大ケ口団地
木造平屋 及び 木造 2 階
長屋建て 計 70 戸
8 月竣工



大槌町 吉里吉里団地
RC造 5 階 共同住宅 34 戸
8 月竣工